

ロジスティクスソリューションフェア2024

出展申込書

出展申込期限
2023年9月29日(金)
但し、予定小間数に達し次第、受付終了

公益社団法人 日本ロジスティクスシステム協会
JILS総合研究所 宛

ロジスティクスソリューションフェア2024の出展規定を遵守し、
下記の通り出展申込をいたします。

申込日： 年 月 日

会社名	ふりがな			印
所在地	〒 -			
	TEL :		FAX :	
出展申込責任者	氏名	ふりがな	所属 役職	印
出展申込担当者	氏名	ふりがな	所属 役職	印
出展申込担当者連絡先	〒 -			
	TEL :		FAX :	
	e-mail :			
URL :				

公益社団法人 日本ロジスティクスシステム協会では、個人情報の保護に努めております。詳細は、当協会のプライバシーポリシー(https://www1.logistics.or.jp/privacy.html)をご覧ください。今回、ご記入いただきました皆様の個人情報は、本催しの出展に関する諸手続き及び各種案内のために使用させていただきます。なお、個人情報は本催しに関する確認・連絡及び各種諸手続きのため機密保持契約を締結した業務委託先(事務局協力会社および郵便物配送業者)に委託することがありますのであらかじめご承知おきください。

◇出展小間料金

区分	1小間目金額(消費税込)①	2小間目金額(消費税込)②	小間数③	出展料金④(①+②)×(③-1))
標準小間	会員	¥374,000		¥
	会員外	¥462,000		¥

◇希望小間タイプ(ご希望の小間タイプをお選びください) ※9小間でのお申込みは承っておりません。

シングル ダブル(4小間以上) スペース(10小間以上)

◇広告掲載料

●ガイドブック広告

掲載位置	金額(消費税込)①	申込数②	料金③(①×②)
表2(4色)	¥220,000		¥
表2対向(4色)	¥220,000		¥
表3(4色)	¥165,000		¥
表4(4色)	¥275,000		¥
前付(4色)	¥110,000		¥
前付(1色)	¥77,000		¥

※表紙周りの広告は先着順に割り振るため、掲載できない場合があります。

●その他広告

ホームページバナー広告	¥165,000		¥
-------------	----------	--	---

〈お問い合わせ〉ロジスティクスソリューションフェア2024事務局 担当：JILS総合研究所

〒105-0022 東京都港区海岸1-15-1 スズエビディウム3階 TEL：03-3436-3191 FAX：03-3436-3190 e-mail：LS-Fair@logistics.or.jp

※原則テレワークのため、お問い合わせはe-mailにてお願いいたします。

◇出展展示分野 主要展示内容に◎印(1つのみ)、展示製品に○印(複数も可)をご記入ください。 ※◎印記入のゾーンに、レイアウトさせていただきます。

1)DXソリューション			
1 ロジスティクス × DX	経営・財務		
	●ERP	●SCM	●その他
	調達・生産・物流・販売		
	●受発注管理ソリューション	●在庫管理ソリューション	●品質管理ソリューション
	●POS	●入出荷管理ソリューション	●拠点配置計画ソリューション
	●フィジカルインターネット	●その他	
2 物流管理 × DX	物流管理		
	●WMS	●TMS	●求貨求車ソリューション
	●配車/輸配送/運行管理ソリューション	●物流コスト管理ソリューション	●ビッグデータ活用ソリューション
	●各種シミュレーション	●レイバーマネジメントソリューション	●マッチングプラットフォーム
	●その他		
	ロジスティクスサービス		
	●3PL/4PL/LLP	●保管サービス	●在庫管理サービス
	●流通加工サービス	●輸配送サービス	●決裁サービス
	●複合一貫輸送サービス	●ロジスティクスコンサルティング/エンジニアリング	
	●その他		
輸出入関連サービス			
●航空輸送サービス	●海上輸送サービス	●フォワーディングサービス	
●貿易管理サービス	●その他		
物流施設開発/投資	企業誘致		
リスクマネジメント			
●耐震/免震/制震技術	●感染症対策	●情報セキュリティ	
●BCP	●その他		
3 物流業務 × DX	庫内業務効率化		
	●仕分け・ピッキングソリューション	●保管ソリューション	●自動認識/OCR
	●ロボティクス	●搬送ソリューション	●検品ソリューション
	●業務自動化ソリューション	●ウェアラブルデバイス/モバイル	●遠隔作業支援システム
	●サブスクリプションサービス	●その他	
	輸配送効率化		
	●ドラレコ/デジタコ	●遠隔監視システム	●トレーサビリティシステム
	●車両動態管理システム	●予約受付システム	●ドローン
	●その他		
	IoT/AI関連技術/ソリューション	セキュリティシステム	その他物流業務支援サービス

2)GXソリューション

エネルギー技術			環境関連ソリューション	
●新エネルギー	●省エネルギー	●創エネ/蓄エネ	●CO ₂ 排出量管理/計算システム	●モーダルシフト
●EMS	●その他		●共同物流サービス	●その他

3)HRMソリューション

人材採用	人材開発	業務効率化	人材管理
●人材マッチング	●教育・研修	●RPA	●タレントマネジメントシステム
●人材派遣・紹介	●リスキリング	●勤怠・労務管理	●その他
●求人管理システム	●学習支援システム	●リモートワーク関連ソリューション	
●その他	●その他	●その他	

※特別企画コーナー「新技術・スタートアップゾーン」へのご出展お申込みは専用の申込書にてお申込みください。

ロジスティクスソリューションフェア 2024 出展規定

第1条（出展物）

(1)出展物は、展示会の開催趣旨、目的に添い、かつ事前に主催者の承諾を得た品目とします。

(2)次の各号に該当するものは、出展を禁止します。

- ①輸出入・販売禁止品・麻薬、その他の法禁物
- ②引火性・爆発性または放射性危険物
- ③工業所有権を侵害するか、そのおそれのある物
- ④裸火を使用する物（但し、所轄消防署の許可を受けた場合を除く）
- ⑤主催者の事前の承諾を得られなかった物
- ⑥所轄行政庁より指示・勧告のあった物
- ⑦その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序良俗に反する物

(3)前項に該当する以外の物でも、展示会の正常な運営に支障をきたすおそれがあると認められる物については、出展前はもとより出展中にあっても、その出展を規制または禁止させていただくことがあります。

(4)主催者は、出展者が、本出展申込の前後を問わず本状(2)(3)により禁止された物、もしくは規制された物を出展していた場合には、出展者に対し、該当出展物の展示の取りやめ、もしくは当該規制に従うよう通知します。通知を受けた出展者は、この通知後即時に、当該出展物の出展の取りやめもしくは規制に従っていただきます。

(5)①前項において出展者が主催者の指示に従わない場合は、出展者は、主催者に対し、違約金として当該出展小間料の3倍に相当する金員を即時に支払うとともに、主催者は、当該出展者の費用により、当該出展者に代わって当該出展物の撤去その他しかるべき措置を取ることができます。これにつき出展者は、主催者に対し、一切の責任追及を行わないものとさせていただきます。

②出展者は前号のことをあらかじめ了解のうえ、本出展申し込みをすることとし、将来この点についての異議は一切受け付けません。

第2条(出展小間のレイアウト)

出展小間のレイアウトは、主催者が、展示分野、過去の実績（主催者主催の展示会への出展回数等）、小間数、出展物、申し込み順等を勘案のうえ決定します。

第3条(展示期間及び展示時間)

展示期間は、2024年2月20日(火)・2月21日(水)の2日間とします。また、展示時間は午前10時から午後5時までとします。

第4条（出展小間料）

出展小間料は、下記のとおりとします。

	1小間目(税込)	2小間目以降(税込)
JILS会員	¥374,000	¥330,000
会員外	¥462,000	¥418,000

第5条（出展申込等について）

出展申込方法、申込期限、出展料の支払期限、支払方法等については、下記によります。

◆**出展申込方法**

表面の出展申込書に必要事項をご記入のうえお申込みください。また、初めて出展申込みをされる場合は、事前に会社経歴書(または会社案内)、出展予定商品のカタログ(または取扱商品カタログ)を事務局までご提出ください。なお、出展内容が本展の主旨にそぐわない場合は、受付をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

<**出展申込期限**> 2023年9月29日(金)

※ただし、予定小間数になり次第、締め切らせていただきます。

<**出展申込先**>

●公益社団法人 日本ロジスティクスシステム協会
JILS総合研究所
〒105-0022 東京都港区海岸1-15-1 スズベイテIAM3階
TEL:03-3436-3191 FAX:03-3436-3190

◆**出展料金支払方法**

出展申込書に基づき、事務局より請求書をお送りしますので、指定口座にお振込みください。
※振込み手数料は、貴社にてご負担ください。
なお、期限内にお支払のない場合は、出展を取り消させていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。
<**支払期限**> 2023年10月31日(火)

第6条(出展契約の成立時期)

本出展申込書に基づく出展契約(以下、本出展契約という)の成立時期は、前条により主催者が出展料金の請求書を発送した、またはその旨の電子メール等を出展者に送信した時点とします。

第7条(出展物の管理)

(1)各出展者は、自己の責任と費用において、各出展小間内への出展物の搬出入と出展小間内の出展物を管理するものとします。

(2)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、天災地変その他不可抗力の原因による場合を含め、出展物の損傷その他出展物に関する一切の事故について、その責任を負いません。

第8条(事故防止及び責任)

(1)出展者は、出展物の搬出入、展示、実演、撤去等に際し、最善の注意を払い、事故防止に努め、万一事故が発生した場合の責任は、出展者において負うものとします。

(2)主催者は、出展者に対し、出展者の負担で、作業の中止・制限その他事故防止のため必要な措置を取ることが出来ます。

(3)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故につき一切の責任を負いません。

第 9 条(展示会開催の変更及び中止)

(1)主催者は、天災地変、テロリズムの発生及び感染症のまん延その他の不可抗力および主催者の責めに帰しえない原因により、早期閉会、開催延期、規模縮小、会場の移転、または展示会の開催を中止する決定ができるものとします。

(2)主催者は、開催規模、出展内容、来場者誘致数等から予測して、展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合は、展示会の開催を中止する決定ができるものとします。

(3)1)および(2)の場合、主催者は、これによって生じた出展者、またはその他の者の損害につき、責任を負いません。

(4)主催者が、(1)に基づき、展示会を早期閉会、開催延期、規模縮小または会場を移転する決定をした場合であっても、出展者は出展小間料及びオプション料（広告掲載料やプレゼンテーションセミナー追加発表料等、出展小間料以外で、主催者と出展者間の直接契約から発生した費用、以下出展小間料と併せて「出展料」という。）の全額を支払うものとし、既に支払った出展料について主催者は返金しないものとします。

(5)①主催者が、(1)または(2)に基づき、展示会の開催を中止する決定（以下「中止決定」という。）をした場合、同決定の時点で、当該展示会の出展料の全額を支払った出展者に限り、出展料(税込)の70%を主催者より返金するものとします（返金日は追ってご連絡）。返金の際に生じる振込手数料は主催者が負担いたします。

②主催者が中止決定をした時点で、出展者が当該展示会の出展料を支払っていなかった場合には、当該出展者は同展示会の出展料(税込)の30%を主催者に支払うこととします（振込手数料は出展者の負担とします）。

第10条（出展者による出展の取り消し）

(1)出展者からの出展申込の取り消し、解約は、主催者においてこれを了承しない限り、認めません。

(2)前項につき、主催者が出展者の出展取り消し、解約を了承する場合には、出展者は、下記のとおりのキャンセル料を支払わなければなりません。

(3)出展申込小間数の削減をする場合にも、出展申込の一部取り消し、解約とみなし、出展者は下記のとおりのキャンセル料を支払わなければなりません。

期 日	キャンセル料
2023年10月1日(日)～10月31日(火)	税抜出展料の50%
2023年11月1日(水)～12月31日(日)	税抜出展料の80%
2024年1月1日(月)以降	税抜出展料の全額

なお上記表中の「期日」は、出展者からの出展取り消し、解約の意思表示が、書面により主催者に到達した時点をもって区別します。

第11条(日本国内への入国手続き)

出展者が、本出展のため日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続きならびに経費に対しては、主催者は一切の責任は負いません。また、何らかの理由によりわが国に入国できないために出展契約を解約する場合には、出展者は主催者に対し、第10条によりキャンセル料を支払わなければなりません。

第12条(搬出入および会場施設)

搬出入及び会場施設については、下記によるものとします。

①**搬入期間**

2024年2月19日(月) 9:00～20:00

※館内への車両進入は16:00までとなります。また、車両は17時までに館外へ移動してください。

②**搬出期間**

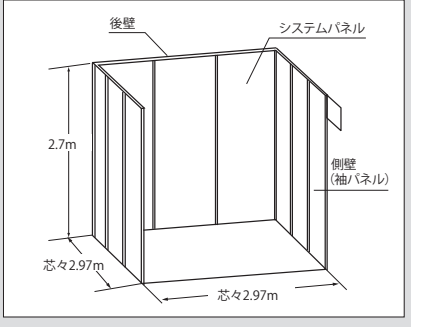
2024年2月21日(水) 17:00～21:00

※上記時間内に、装饰材料の撤去を含む一切の作業を完了してください。

③**標準小間の基本施設**

a. 基礎小間

基礎小間は、主催者側で後壁・側壁(システムパネル仕様、白ビニール仕上げ)を統一して施工します。その他、展示小間内の装飾・施工は、出展者の負担となります。



b. 小間規格

(i) 1 小間の面積は間口2.97m×奥行2.97m×高さ2.7mとし、これを単列または複列に配列します。スペース小間の場合は1小間9㎡とします。ただし主催者は、出展規模、展示物の状況等により変形小間を設置することがあります。

◆**小間タイプ**

A シングル小間	
B ダブル小間 (4小間以上)	
C スペース小間 (10小間以上)	

注1)4小間以上はダブル小間が選択できます。注2)9小間でお申込みは承っておりません。注3)原則として10小間以上よりスペース小間の提供が可能です。

(ii) 各出展者の間仕切は、主催者側で設置します。(iii)隣接小間が無い場合は、側壁はつきません。④**電気設備**

電気の供給は、出展者からの申込に従い、事務局が一次側幹線工事を施工いたします。なお、一次側幹線工事、二次側幹線工事費用および電気使用料はすべて出展者の負担となります。

⑤**通信回線設備**

通信回線の設置費および使用料は、出展料には含まれません。

第13条(諸経費の負担)

(1)電気、通信回線、給排水設備などを必要とする出展者は、別に定める申し込み手続きを取り、所定料金を支払うものとします。

(2)出展物の輸送、搬出入、展示、実演、撤去その他出展者の行為に属する費用ならびに出展物、出展者に対する損害賠償等の保険料は、すべて出展者の負担となります。

第14条(出展規定の変更)

主催者は、やむを得ない事情があるときは、本出展規定を変更することがあり、出展者はあらかじめこれに同意し、変更後の規定等を遵守することとします。

第15条（禁止事項）

出展者の次の行為を禁止します。

①本出展契約上の出展者としての地位又は権利の全部又は一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、又は転貸し、あるいは担保に供すること。

②指定された場所以外の展示場建物の内外部または周辺に看板、掲示板、広告標識等を設置または掲出すること。但し、主催者が事前に承諾した場合はこの限りでない。

③重量物、また不潔、悪臭等により他人の迷惑となる物品を搬入すること。

④他の出展者に迷惑となる行為、その他出展小間を含む展示場建物に損害を及ぼすような行為をすること。

⑤出展小間内に宿泊すること。

⑥その他本出展規定において禁止された事項。

第16条(契約の解除)

主催者は、出展者の行為が次のいずれかに該当する場合は、出展者に対し何等の催告なく、本件出展契約を解除することができるものとし、この場合、主催者が損害をこうむったときは、出展者に対してその損害の賠償を請求することができます。

①出展料の全部又は一部を支払わない場合

②出展禁止物を出展し、又は展示につき主催者の定める規定に従わない場合

③出展小間を、展示の目的以外に使用した場合

④出展小間を使用しない場合

⑤解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別精算、破産、民事再生、会社更生、会社整理の各申立があった場合

⑥手形・小切手につき不渡処分を受けた場合

⑦公租公課につき滞納処分を受けたとき

⑧主催者の信用を失墜する事実があったとき

⑨その他本出展規定及びこれに基づく「出展の手引」に違反した場合

第17条(原状回復)

本出展契約が解約、解除、期間満了その他事由の如何を問わず終了したときは、出展者は主催者に対し次に従って出展小間を明け渡さなければなりません。

①出展小間を原状に回復すること。

但し、出展者が回復工事を行わないときは、主催者においてこれを回復し、その費用は出展者が負担するものとします。

②出展小間の明け渡し後、出展者が出展小間内に残置した物件があるときは、主催者は任意にこれを処分することができるものとします。

③出展者は、出展小間の明け渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず、出展小間、諸造作及び設備について支出した費用、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金等一切の請求を主催者にしないことはもちろん、出展小間内に自己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買い取りを主催者に請求することはできません。

④出展者が、本出展契約終了後出展小間を明け渡さないときは、契約終了の翌日から明渡完了に至るまで当該出展小間料(ただし、日割り計算による)の3倍相当の違約金及び諸費用を主催者に支払い、かつ明け渡し遅滞により主催者が損害をこうむったときは違約金とは別にその損害をも賠償いただきます。

第18条(遅延損害金)

出展者において、本出展契約上の金銭債務の履行を遅滞した場合には、遅滞の日から年14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。

第19条(立ち入り点検)

(1)主催者またはその使用人は、建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、あらかじめ出展者に通知した上で出展小間に立ち入り、これを点検し、適宜の措置をとることができるものとします。ただし、非常の場合、主催者があらかじめこの旨を出展者に通知することができないときは事後の報告をもって足りるものとします。

(2)前項の場合、出展者は主催者の措置に協力しなければなりません。

第20条(出展の手引)

出展者は、「出展の手引」を、本出展規定に付帯するものとして遵守しなければなりません。

第21条(小間内の出展者常駐)

出展者は、展示期間中主催者指定の出展者バッジを常時着用し、かつ小間内に展示時間中常駐し、来場者との応対、出展物の管理にあたることとします。

第22条(マイク及びAV機器の音量規制)

「出展の手引」に記載する規定を遵守してください。

第23条(廃棄物の処理)

(1)展示廃棄物、使用済みの資材や小間内・周辺の塵・クズは、出展者の責任により持ち帰らなければなりません。

(2)放置廃棄物の処理費用については、会期終了後、主催者が出展者に実費請求しますので、出展者は請求書受領後直ちにお支払いいただきます。

第24条(装飾・施工)

(1)装飾物は各出展者間の間仕切の枠外にはみ出ることを禁止します。

(2)展示場の通路上に施設や標示などを設けないでください。

(3)「出展の手引」に記載する装飾の高さ制限に関する規定を遵守するものとします。

(4)出展にあたり天井構造の使用は、主催者の承諾のない限り、禁止します。

(5)出展者は、主催者が出展者説明会において説明する事項を遵守するものとします。

(6)出展者が本条(1)から(5)項のいずれかに違反し、主催者からは是正するよう通知されたにもかかわらず、出展者がこれに従わない場合には、主催者は出展者の費用負担で、自らその違反物の撤去その他の措置を取ることができるとし、出展者はこれにつき主催者に対し異議を述べず、かつ何等の請求もしないこととします。

第25条(火災・盗難・その他の事故等)

(1)主催者及び本展示会に関して主催者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体(以下、本条において主催者らという)は、本展示会に関わる火災、盗難、その他一切の事故・事象の発生により、出展者または出展者と雇用、請負、業務委託・提携、協力関係にある個人、法人、その他団体ならびに、展示会来場者が被った損害(各自の所有物の破損壊・消失・紛失等を含むあらゆる損害)について一切の責任を負いません。

(2)主催者らは、本展示会に関する招待状、ホームページ、会場案内図、Web掲載情報、プロモーション資料等一切の製作物に偶発的に生じた誤字、脱字等について一切の責任を負いません。

(3)出展者は、自己または当該出展者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、またはその他団体が、故意または過失により、火災、盗難、その他一切の事故・事象を生じさせ、主催者または展示会来場者を含む第三者に損害(所有物の破損壊・消失・紛失等を含むあらゆる損害)を負わせた場合には、直ちに一切の損害を賠償するものとします。

第26条(個人情報の取り扱いについて)

出展者は、主催者が提供するインターネットやバーコード等のシステム・サービスによって得られた顧客の個人情報については、出展者における個人情報保護に関する規則に基づき管理するものとする。

第27条(管轄裁判所)

本出展契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所とします。

以 上